

親密なパートナーからの暴力（IPV）関係を終結するか継続するかの決定に関する研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-07-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土岐, 祥子 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/582

博 士 学 位 論 文

内容の要旨及び論文審査結果の要旨

第 31 号

2017年3月

武蔵野大学大学院

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的として、
2017 年 3 月 18 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の
結果の要旨を収録したものである。

目 次

氏 名	学位記番号	学位の種類	論 文 題 目	(頁)
土岐 祥子	博士甲第31号	博士 (学術)	親密なパートナーからの暴力 (IPV) 関係を終結するか 継続するかの決定に関する研究	・・・ 1

氏 名	土岐 祥子	
学 位 の 種 類	博士（学術）	
学 位 記 番 号	甲第 31 号	
学位授与の日付	2017 年 3 月 18 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当	
学位論文題目	親密なパートナーからの暴力（IPV）関係を終結するか 継続するかの決定に関する研究	
論文審査委員	主 査	富山大学 准教授
		石 隈 利 紀
	副 査	武蔵野大学 教授
		大 山 みち子
	副 査	武蔵野大学 教授
		藤 森 和 美

論文内容の要旨

I. 問題と目的

内閣府(2015)の調査によると、日本における配偶者間の暴力の被害率は、女性が 23.7%、男性が 16.6%で、4～6 人に一人の割合で被害経験があるという高いレベルとなっている。交際相手からの暴力の被害率は、女性が 19.1%、男性が 10.6%で、5～9 人に一人の割合という同じく高いレベルとなっている。(内閣府、2015)。本研究において、配偶者のみならず交際相手からの暴力も含む概念として、親密なパートナーからの暴力(Intimate Partner Violence、以下、IPV という)という言葉を用いる。

IPV 被害率が高いレベルにあるという現実のみならず、婦人相談所等に一時保護された IPV の被害者(以下、IPV 被害者という)のうち相当数が、一時保護期間終了後に IPV 関係に戻っている。厚生労働省(2014)によると、全国で婦人相談所に一時保護された女性の 17.0%が一時保護後に帰宅したと報告している。米国における研究では、シェルター退去直後に被害女性の 34%がパートナーの元に戻り、その率は 10 週間後に 41%に増加している(Campbell, Sullivan, & Davidson, 1995)

ことや、関係を永遠に断ち切ることが出来た女性たちでも、最終的に関係を終結するまでには平均して 5 回はパートナーのもとに行きつ戻りつを繰り返しているということが報告されている (Okun, 1988)。

このように IPV 被害者が、一旦関係から逃れても再びパートナーの元に戻るという状況を心理学的に解明することは、IPV 被害者への介入方略を検討し実行する際にも、また、IPV 被害者が再被害にあうリスクを軽減する方略を検討し実行する際にも有用なものであると思われる。IPV を終結するか継続するか決定に関する説明モデルのうち、海外の研究で実証的に支持されている Investment Model (以下、インベストメント・モデル) (Rusbult, 1980) があるが、日本の IPV 関係については実証されていない。

一方で、IPV が子どもに与える影響も深刻なものがある。内閣府の調査によると IPV 被害者のうち子どもがいないと答えたものは 7% にすぎず (内閣府、2006)、東京都女性相談センターで一時保護した女性のうち 46% (2012 年) が母子で保護されており (東京都女性相談センター、2013)、IPV 被害者の多くは子どものいる女性であることがうかがえる。

IPV に曝される子どもには様々な身体的・心理的なリスクが発生することは多くの研究により明らかとなっている。IPV に巻き込まれる、あるいは IPV を止めようとして子ども自身が身体的危害を被ること (Honor, 2005, Mbilinyi et al, 2007) や、乳児期から思春期のあらゆる発達段階において、発達の遅れ、癇癪、分離不安、全般的な不安、攻撃性、抑うつ、PTSD 症状、頭痛・腹痛などの身体症状、学習困難といった、様々な症状を呈することが報告されている (Honor, 2005, McCloskey et al, 1995, Olofsson et al, 2011)。また、IPV 被害によって主たる養育者が抑うつ的になったり、問題対処能力が低下することにより、間接的に子どもの養育環境が劣化する可能性も示唆されている (Bartels, 2010)。

さらに、IPV と児童虐待との複合的な問題については、IPV を目撃したこと等による子どもへの影響のみならず、身体的虐待・性的虐待などの直接的な虐待を受けた子どもの非加害親が子どもを守れない事情の背後に非加害親とパートナーである虐待者との IPV 関係があるとする報告もある (岡本、2008、岡本・渡邊、2011)。このように、IPV と児童虐待は密接に結び付いた問題であり、児童虐待の問題に対応する糸口は、その背景にある IPV の問題に対応することが必要な場合が少なからず存在すると思われる。よって、IPV 関係の終結・継続は、子どもの IPV 目撃による被害を終結させるか継続させるか、あるいは子どもに対する直接的な虐待被害を終結させるか継続させるかについても大きな影響を及ぼす。しかしながら、子どもに直接接する一次医療や教育の現場で、IPV 目撃被害がどの程度認識されているかの研究はほとんどない。

そこで、1) 子どもの IPV 目撃が一時医療及び教育の現場でどの程度認識されているかの状況調

査、及び 2)日本の IPV 関係に関するインベストメント・モデルの検証を目的として、以下の研究を実施した。

II. IPV 目撃が子どもに与える影響についての現場における状況調査

1. 【研究 1】一次医療現場である児童精神科クリニックにおける状況調査

1) 目的

地域の児童精神科クリニックにおける一次医療現場で、どれぐらい IPV を目撃した子どもがいるのかを、IPV 目撃以外の児童虐待(その他の虐待)との比較で調査。

2) 方法

①調査対象者: 関西圏の A 児童精神科クリニック外来、関東圏の B 児童精神科クリニック外来を受診した子ども(初診時 20 歳以下)、それぞれ、1,168 人, 305 人。

②調査方法: カルテ調査による記述研究

③調査内容: 性別・初診時年齢、主訴、IPV 目撃の有無、その他虐待の有無、加害者との同居の有無、精神疾患の状況

3) 結果・考察

両クリニックを受診する子どもの 1 割前後に IPV 目撃があり、そのうちの 6~7 割の子どもが IPV 目撃と直接虐待の複合虐待に曝されていた。IPV 目撃に曝された子どものうち IPV を主訴として来院したものは 5%未満であった IPV 目撃・直接虐待のいずれにおいても、半数以上の子どもが加害者と同居していた。IPV 目撃を体験している子どもは何らかの精神疾患を呈していた。以上のことから、一次医療現場である児童精神科クリニックを受診する子どものうち、少なからぬ数の子どもが IPV 目撃に曝されており、何らかの精神疾患を呈している状況が示唆された。また、IPV 目撃を主訴として来院する子どもはほとんどいないため、子どもの問題行動や精神症状の背景に、IPV 目撃の存在を明示的に確認する視点が一次医療の現場でも重要であろうことが示唆された。また、半数以上が加害者と同居していることから、IPV 被害者が加害者との関係を断ち切れていない状況が子どもに深刻な影響を与えている可能性が示唆された。

2. 【研究 2】学校教育現場における状況調査

1) 目的

学校教育現場において、学校教育関係者が、どれぐらい IPV を目撃した子どもに対応しているかを調査。

2) 方法

①調査対象者:指導主事、教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等学校教育関係者 143 人

②調査方法:質問紙調査

③調査内容:年齢・性別・経験年数・職種・校種、子どもが IPV 被害に曝されている事案(IPV 事案)に関わったことがあるか、関わった件数、関わったきっかけ、どのように対応したが、対応に際し困難を感じたか。

3) 結果・考察:

IPV 事案に関わった率は全体で 39.9%であり、学校教育現場において、学校教育関係者によって、低くない割合で IPV 事案が経験されている可能性が示唆された。ただし、関わった率を職種別に見て行くと、校長等管理職が一番多く、75.0%、次いで、スクールカウンセラーが 69.6%、指導主事が 46.5%であった。教諭等は 8.1%と一番関わった率が少なくなっており、職種別で経験率に差が見られた。

IPV 事案への対応については、「上司等に報告」「学校内で連携した」「外部機関と連携した」に対する回答が 50%前後の割合となっていることから、学校関係者が一人で問題を抱えるのではなく、組織的に対応している様子がうかがえた。

IPV 事案への対応経験のある回答者の 7 割弱(57 名中 39 名)が、対応を困難だと感じていた。困難さの筆頭としては、「保護者対応」が挙がっていた。保護者への対応は、事案の初期時のみならず、継続的に続く問題であり、特に、虐待を受けた子供に対する対応の 9 割が在宅支援(中村、2015)である現状に鑑みると、学校教育関係者にとって保護者対応が困難な状況は、容易に推察されるところである。そこで、学校教育関係者が子どもの福祉のために、より有効的に保護者と対応する制度の改善や関係機関のより良い連携のための方策を検討することの必要性が示唆された。

III. IPV 終結・継続意思決定説明モデルとしてのインベストメント・モデルの検証

1. IPV 終結・継続意思決定に関する先行研究の概観(土岐・藤森、2013)

IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する研究は、主に米国において 1970 年代から注目を集めた。当初は、関係終結・継続の意思決定に影響を与える個別要因について多く

の研究が実施された。個別要因の研究結果は、シェルターでの滞在期間や被害者の経済的資源あるいは関係への満足度といった、多くの研究によって関係終結・継続の意思決定との関連が報告されているものがある一方で、被害者の幼少時の虐待経験、過去の別離回数、関係性の長さといったような、関係終結・継続の意思決定との関連性について相反する結果が報告されているものもある。よって、IPV 関係の終結あるいは継続の意思決定は、1 つの要因だけで説明できるほど単純なものではなく、さらに、1 つの要因についても異なる結果が混在するものもあることから、それぞれの状況において様々な要因が絡み合った結果であろうことがうかがえる。

そこで、多くの研究は、IPV 関係から離れる意思決定のプロセスを明らかにしようという方向にシフトしていった。IPV 関係終結・継続の意思決定プロセスに関する主要な説明モデルとして、学習性無力感(Walker, 1979 斎藤訳, 1997, 1983)やトラウマティック・ボンディング(Dutton & Painter, 1981)といった暴力関係特有のモデルと、インベストメント・モデル(Rusbult, 1980)に代表される一般的な対人関係におけるモデルを IPV 関係にも適用したものがある。暴力関係特有のモデルは、臨床的にあてはめやすく広く引用されているが、モデルが前提としている暴力への曝露の程度が高いと関係が終結出来ないという反比例関係が確認されておらず、実証的に支持されているとは言い難い。一方、インベストメント・モデルは、IPV 関係についても多くの研究によって検証され支持されており、IPV 被害者が一旦関係から逃れても再びパートナーの元に戻るという状況を説明するには極めて有効なモデルであると思われる。また、インベストメントモデルは、一般的な意思決定モデルを基盤としているため、IPV 被害者もそれぞれの状況において、合理的な判断をするものとして捉えており、被害女性をより主体的な存在としてエンパワーすることに役立つ可能性がある。

インベストメント・モデルは、経済的安定や情愛といった重要なニーズが IPV 関係なしには満たせないと認識する人は、IPV 関係にコミットし、関係を終結させることはできないという考えにたつものである(Rusbult, 1980)。関係へのコミットメントとは、関係を続けたいと思うこと、関係に心理的に愛着を感じていること、そのために関係に対して長期の展望を持ち続けることである。この IPV 関係のコミットメントは、関係への満足度、代替策の質ならびに投資の程度という三つの要素により構成される。関係性への満足度とは、IPV 関係におけるコストと便益から構成される。代替策の質とは、他のパートナー、友人、家族あるいは一人でいることといった IPV 関係を代替するものに関するコストと便益から構成される。投資の程度とは、IPV 関係を断ち切った場合に失うかもしれない、時間やエネルギーあるいは今までつぎ込んできた努力といった心理的資源と、共有財産や子ども

といった物理的資源の大きさとそれらの相対的重要性から構成される。コミットメントは、「満足度マインাস代替策プラス投資」として算出され、これが大きいほど IPV 関係にコミットしており、関係を断ち切れないというモデルである(Rusbult, 1980)。

2. 【研究 3】インベストメント・モデルの基礎的検証(土岐・藤森、2014)

1) 目的

インベストメント・モデルが日本人の IPV 関係にも適用されるか否かの基礎的検証。仮説としては、「IPV 関係への満足度が高く、投資の程度が大きく、代替策の質が低いと認識している人は、IPV 関係へのコミットメントが高い」である。

2) 方法

①調査対象者: 大学生 268 名 (女性 200 名、男性 68 名)

②調査方法: 先行研究 (Rhatigan et al, 2011) で使用されたデート DV 架空事例を日本語化し、日本の大学生用に修正した事例に対して、インベストメント・モデル・スケール (Rusbult et al, 1998) を日本語訳した質問紙 (IM 尺度) を用いて測定。

3) 結果・考察

女子大学生については、相関分析・重回帰分析の結果から、「IPV 加害者であるパートナーとの関係への満足度が高く、関係の代替策の質が低く、関係に対する投資の程度が高いと認識している人は、関係へのコミットメントが高い」というインベストメント・モデルの想定する仮説は支持され、インベストメント・モデルの構成概念妥当性が女性については認められた。また、IM 尺度の 4 因子について、内的整合性も十分であることが認められた。よって、インベストメント・モデルが、女性については、日本の IPV 関係にも適用される可能性が示唆された。

3. 【研究 4】日本語版インベストメント・モデル尺度 (IMS) の信頼性妥当性の検証(土岐・藤森、2016)

1) 目的

日本の IPV 被害者に広くインベストメント・モデルの検証が実施できるように、測定尺度である日本語版 IMS の信頼性と妥当性の検証

2) 方法

①調査対象者: 女子大学生 265 名

②調査方法: 研究 3 で使用したデート DV 架空事例を修正した事例を継続化して参加者に提示し、以下の質問紙を用いて測定。A) 研究 3 で使用した IM 尺度の日本語訳を修正した質問紙 (日本語版 IM 尺度)、B) 収束的妥当性検証のため、親密な関係性の質を測定する 3 つの質

問紙の 4 変数、C) 弁別的妥当性検証のため、個人レベルの特性を測定する 3 つの質問紙の 3 変数。

3) 結果・考察

探索的因子分析の結果抽出された 4 因子を使った確認的因子分析の結果、各因子とそれぞれの観測変数は適切に対応していることが示された。また、データのモデル適合性も許容範囲であることが示唆された。さらに、相関分析・重回帰分析の結果、「IPV 加害者であるパートナーとの関係への満足度が高く、関係の代替策の質が低く、関係に対する投資の程度が高いと認識している人は、関係へのコミットメントが高い」というインベストメント・モデルの想定する仮説は支持され、日本語版 IMS の構成概念妥当性は認められた。さらに、相関分析の結果、収束的妥当性および弁別的妥当性についても、認められることが示唆された。

信頼性に関しては、日本語版 IMS の各因子につき、十分な内的整合性が示された。

よって、日本語版 IM 尺度につき、一定に信頼性・妥当性が示された。

4. 【研究 5】IPV 被害者を対象としたインベストメント・モデルの検証

1) 目的

日本の IPV 被害のある女性にインベストメント・モデルが適用できるか否かの検証。

2) 方法

①調査対象者: IPV 被害のある女性 160 名 (被害あり群)、および、比較対象として IPV 被害のない交際経験のある女子大学生 573 名 (被害なし群)。

②調査方法: IPV 関係に関して、研究 4 で使用した日本語版 IM 尺度を用いて、インベストメント・モデルを測定。

3) 結果・考察

被害あり群に関して、重回帰分析の結果、「IPV 加害者である「相手」との関係への満足度が高く、関係の代替策の質が低く、関係に対する投資の程度が高いと認識している人は、関係へのコミットメントが高い」というインベストメント・モデルの想定する仮説は支持された。さらに、被害あり群のうち、IPV 関係が継続している 44 名については、IPV 関係終結・継続の意図を含めたインベストメント・モデルを検証したところ、単回帰・重回帰分析の結果、上記の仮説に加えて、関係へのコミットメントが関係終結・継続の意図に影響を与えることが示唆された。

さらに被害なし群についても、被害あり群と同様にインベストメント・モデルの想定する仮説は支持され、被害なし群のうち関係が継続している 267 名についても同様に関係へのコミットメン

トが関係終結・継続に意図に影響を与えることが示唆された。

よって、日本の IPV 被害を受けた女性については、被害を受けていない女性と同様にインベ
ストメント・モデルが適用できる可能性が示唆された。

IV. 総合考察

本研究の意義として、1) 日本ではほとんど知見が蓄積されていない一次医療および学校教育現場において、IPV 目撃に曝される子どもの状況を調査し、いずれの現場においても、少なからぬ数の子どもが IPV 目撃に曝されていること、これらの子どもが何らかの精神疾患の症状を呈していること、IPV 被害者が加害者との関係を断ち切れていないことが認められた。このことから、IPV 被害者が関係を終結するか継続するか意思決定が子どもに深刻な影響を与えている可能性が示唆された、2) わが国では初めて IPV 被害者に対して、関係終結・継続の意思決定を含めたインベストメント・モデルを検証することにより、当該モデルが日本の IPV 被害者にも適用できる可能性が示唆された、3) IPV 被害のある女性も被害のない女性と同様の要因を関係終結・継続の意思決定を行う際に考慮している可能性が示唆された、ことである。

今後は、本研究で得られた知見を基に、インベストメント・モデルを使って、IPV 被害者の関係継続・終結に関する心理状況をアセスメントし、IPV 被害者への介入方法の工夫、さらには、潜在的な被害者になりうる人に対しても個別のアセスメントを基にした予防としての心理教育等の検討が望まれる。

引用文献

- Bartels, L. (2010). *Emerging issues in domestic/family violence research: Report No.10*. Australian Institute of Criminology, Canberra.
- Campbell, R., Sullivan, C.M., & Davidson, W.S. (1995). Women who use domestic violence shelters: Changes in depression over time. *Psychology of Women Quarterly*, **19**(2), 237-255.
- Dutton, D.G. & Painter, S.L.(1981). Traumatic bonding: The development of emotional attachments in battered women and other relationships of intermittent abuse. *Victimology*, **6**, 139-155.
- Honor, G.(2005). Domestic violence and children. *Journal of Pediatric Health Care*, **19**, 206-212.
- 厚生労働省 (2004). 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (新旧対照条文). <http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/04/tp0414-1.html>
- 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 (2014). 平成 24 年度婦人保護事業実施状況報告の概要.
- Mbilinyi, L.F., Edleson, J.L., Hagemeister, A.K. & Beeman, S.K.(2007). What happens to children when their mothers are battered? Results from a four city anonymous telephone survey. *Journal of Family Violence*, **22**, 309-317.
- McCloskey, L.A., Figueredo, A.J., & Koss, M.P. (1995). The effects of systemic family violence on children's mental health. *Child Development*, **66**, 1239-1261.

- 内閣府 男女共同参画局 (2006). 男女間における暴力に関する調査報告書.
- 内閣府 男女共同参画局 (2015). 男女間における暴力に関する調査報告書.
- 中村直樹(2015). 児童福祉援助と「子ども中心アプローチ」—子供の権利と要保護児童の当事者性をめぐって. 北海道教育大学紀要、人文科学・社会科学編、65(2)、45-56.
- 岡本正子(2008). 性的虐待を受けた子どもと家庭へのケアおよび援助枠組に関する研究 (平成 19 年度厚生労働省科学研究(政策科学総合研究事業)) 子ども家庭福祉分野における家庭支援のあり方に関する総合的研究(主任研究者高橋重宏) 報告書, 161-182.
- 岡本正子・渡邊治子(2011). 性的虐待・家庭内性的暴力を受けた子どもの家族支援の現状と課題—児童相談所における非加害親支援を中心に— 子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 2 号, 216-228.
- Okun, L.(1988). Termination or resumption of cohabitation in women battering relationships: A statistical study. (In G.T. Hotaling, & D. Finkelhor (Eds), *Coping with family violence: Research and policy perspective* (p107-119).) Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc..
- Olofsson, N., Lindqvist, K., Gadin, K.G., Braback, L., Danielsson, I. (2011). Physical and psychological symptoms and learning difficulties in children of women exposed and non-exposed to violence: a population-based study. *International Journal of Public Health*, **26 (1)**, 89-96.
- Rhatigan, D.L., Shorey, R.C., & Nathanson, A.M.(2011). The Impact of Posttraumatic Symptoms on Women's Commitment to a Hypothetical Violent Relationship: A Path Analytic Test of Posttraumatic Stress, Depression, Shame, and Self-Efficacy on Investment Model Factors. *Psychological Trauma: Theory, Research, Practice, and Policy*, **3(2)**, 181-191.
- Rusbult C.E.(1980). Commitment and satisfaction in romantic associations: A test of investment model. *Journal of Experimental Social Psychology*, **16**, 172-186.
- Rusbult C.E., Martz, J.M., & Agnew, C.R. (1998). The investment model scale: Measuring commitment level, quality of alternatives, and investment size. *Personal Relationships*, **5**, 357-391.
- 土岐祥子・藤森和美 (2013). 親密なパートナーからの暴力 (IPV) 関係を終結するか継続するかの決定に関する研究の概観 学校危機とメンタルケア第 5 巻, 50-68.
- 土岐祥子・藤森和美 (2014). インベストメント・モデルの基礎的検証—親密なパートナーから暴力関係を終結するか継続するかの意思決定の側面から— トラウマティック・ストレス第 12 巻第 2 号, 77-87.
- 土岐祥子・藤森和美 (2016). 日本語版 Investment Model Scale の信頼性と妥当性の検討—親密なパートナーから暴力関係を終結するか継続するかの意思決定の側面から— 武蔵野大学人間科学研究所年報第 5 号、167-182.
- 東京都女性相談センター(2013). 東京都女性相談センターの概要(平成 24 年度版).
- Walker, L.E. (1979). *The battered women*. New York: Harper and Row. (斎藤学監訳、穂積由利子訳 (1997). バタードウーマン: 虐待される妻たち. 金剛出版)
- Walker, L.E. (1983). Victimology and the psychological perspectives of battered women. *Victimology*, **8**: 82-104.

論文審査結果の要旨

内閣府調査によると、日本における配偶者間の暴力の被害率は、4～6 人に一人の割合で被害経験があるという高いレベルとなっている。交際相手からの暴力の被害率は、5～9 人に一人の割合という同じく高いレベルとなっている。本研究において、配偶者のみならず交際相手からの暴力も含む概念として、親密なパートナーからの暴力（Intimate Partner Violence、以下、IPV という）という言葉を用いている。

IPV 被害率が高いレベルにあるという現実のみならず、婦人相談所等に一時保護された IPV の被害者（以下、IPV 被害者という）のうち相当数が、一時保護期間終了後に IPV 関係に戻っている。厚生労働省によると、全国で婦人相談所に一時保護された女性の 17.0%が一時保護後に帰宅したと報告している。米国における研究では、シェルター退去直後に被害女性の 34%がパートナーの元に戻り、その率は 10 週間後に 41%に増加していることや、関係を永遠に断ち切ることが出来た女性たちでも、最終的に関係を終結するまでには平均して 5 回はパートナーのもとに行きつ、戻りつを繰り返しているということが報告されている。

このように IPV 被害者が、一旦関係から逃れても再びパートナーの元に戻るという状況を心理学的に解明することは、IPV 被害者への介入方略を検討し実行する際にも、また、IPV 被害者が再被害にあうリスクを軽減する方略を検討し実行する際にも有用なものであると思われる。IPV を終結するか継続するかの決定に関する説明モデルのうち、海外の研究で実証的に支持されている Investment Model（以下、インベストメント・モデル）があるが、日本の IPV 関係については実証されていない。

一方で、IPV が子どもに与える影響も深刻なものがある。内閣府の調査によると IPV 被害者のうち子どもがいないと答えたものは 7%にすぎず、東京都女性相談センターで一時保護した女性のうち 46%が母子で保護されており、IPV 被害者の多くは子どものいる女性であることがうかがえる。

IPV に曝される子どもには様々な身体的・心理的なリスクが発生することは多くの研究により明らかとなっている。IPV に巻き込まれる、あるいは IPV を止めようとして子ども自身が身体的危害を被ることや、乳児期から思春期のあらゆる発達段階において、発達の遅れ、癇癪、分離不安、全般的な不安、攻撃性、抑うつ、PTSD 症状、頭痛・腹痛などの身体症状、学

習困難といった、様々な症状を呈することが報告されている。また、IPV 被害によって主たる養育者が抑うつ的になったり、問題対処能力が低下することにより、間接的に子どもの養育環境が劣化する可能性も示唆されている。

さらに、IPV と児童虐待との複合的な問題については、IPV を目撃したこと等による子どもへの影響のみならず、身体的虐待・性的虐待などの直接的な虐待を受けた子どもの非加害親が子どもを守れない事情の背後に非加害親とパートナーである虐待者との IPV 関係があるとする報告もある。このように、IPV と児童虐待は密接に結び付いた問題であり、児童虐待の問題に対応する糸口は、その背景にある IPV の問題に対応することが必要な場合が少なからず存在すると思われる。よって、IPV 関係の終結・継続は、子どもの IPV 目撃による被害を終結させるか継続させるか、あるいは子どもに対する直接的な虐待被害を終結させるか継続させるかについても大きな影響を及ぼす。しかしながら、子どもに直接接する一次医療や教育の現場で、IPV 目撃被害がどの程度認識されているかの研究はほとんどない。

そこで、本研究では、1)子どもの IPV 目撃が一時医療及び教育の現場でどの程度認識されているかの状況調査、及び2)日本の IPV 関係に関するインベストメント・モデルの検証を目的とした。

本研究は三部に分かれている。第一部では、親密なパートナーからの暴力目撃が子どもに与える影響について、広く子どもと接する現場における状況を、一次医療と学校教育の現場で調査した。第二部では、IPV 関係を終結するか継続するか意思決定説明モデルとして、海外で実証的に支持されているインベストメント・モデルを、日本で初めて、IPV 関係に適用できるか否かの検証を実施した。そのために、IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する先行研究を、個別要因に関する研究と意思決定プロセスの説明モデルに関する研究に分けて概観した上で、IPV 架空事例を基にインベストメント・モデルの基礎的検証を実施した。さらにインベストメント・モデル測定尺度の日本語版を作成しその信頼性と妥当性を検証した上で、IPV 被害者に対するインベストメント・モデルの検証を実施した。最後に、第三部では、これらの研究結果に基づき、本研究で得られた知見をまとめ、本研究の意義や限界、今後の展望について検討した。

【第一部】IPV 目撃が子どもに与える影響についての現場における状況調査

第1章 研究1 一次医療現場である地域児童精神科クリニックにおける IPV 目撃被害の状

況調査

研究 1 では、地域の児童精神科クリニックにおける一次医療現場で、どれぐらい IPV を目撃した子どもがいるのかを、IPV 目撃以外の児童虐待（直接虐待）との比較で把握するために、関西圏の A クリニックおよび関東圏の B クリニックを受診した初診時 20 歳以下の子ども、それぞれ 1,168 人、305 人の電子および紙面カルテを対象として、平成 26 年 12 月から平成 28 年 3 月の期間にカルテ調査を行った。その結果、両クリニックを受診する子どもの 1 割前後に IPV 目撃があり、そのうちの 6～7 割の子どもが IPV 目撃と直接虐待の複合虐待に曝されていた。IPV 目撃に曝された子どものうち IPV を主訴として来院したものは 5%未満であった IPV 目撃・直接虐待のいずれにおいても、半数以上の子どもが加害者と同居していた。IPV 目撃を体験している子どもは何らかの精神疾患を呈していた。以上のことから、一次医療現場である児童精神科クリニックを受診する子どものうち、少なからぬ数の子どもが IPV 目撃に曝されており、何らかの精神疾患を呈している状況が示唆された。また、IPV 目撃を主訴として来院する子どもはほとんどいないため、子どもの問題行動や精神症状の背景に、IPV 目撃の存在を明示的に確認する視点が一次医療の現場でも重要であろうことが示唆された。また、半数以上が加害者と同居していることから、IPV 被害者が加害者との関係を断ち切れていない状況が子どもに深刻な影響を与えている可能性が示唆された。

第 2 章 研究 2 学校現場における IPV 目撃被害の状況調査

研究 2 では、学校教育現場において、学校教育関係者が、どれぐらい IPV を目撃した子どもに対応しているかを把握するために、学校の危機管理等に関する研修会に参加した指導主事、教員、養護教員、スクールカウンセラー等学校教育関係者 143 人を対象に、平成 26 年 7 月から平成 27 年 9 月の期間に調査を行った。その結果、IPV 事案に関わった率は全体で 39.9%であり、学校教育現場において、学校教育関係者によって、低くない割合で IPV 事案が経験されている可能性が示唆された。ただし、関わった率を職種別に見て行くと、校長等管理職が一番多く、75.0%、次いで、スクールカウンセラーが 69.6%、指導主事が 46.5%であった。教諭等は 8.1%と一番関わった率が少なくなっており、職種別で経験率に差が見られた。IPV 事案への対応については、「上司等に報告」「学校内で連携した」「外部機関と連携した」に対する回答が 50%前後の割合となっていることから、学校関係者が一人で問題を抱えるのではなく、組織的に対応している様子がうかがえた。IPV 事案への対応経験のある回答者の 7 割

弱（57 名中 39 名）が、対応を困難だと感じていた。困難さの筆頭としては、「保護者対応」が挙がっていた。保護者への対応は、事案の初期時のみならず、継続的に続く問題であり、特に、虐待を受けた子供に対する対応の 9 割が在宅支援（中村、2015）である現状に鑑みると、学校教育関係者にとって保護者対応が困難な状況は、容易に推察されるところである。そこで、学校教育関係者が子どもの福祉のために、より有効的に保護者と対応する制度の改善や関係機関のより良い連携のための方策を検討することの必要性が示唆された。

【第二部】 IPV 関係を継続するか終結するか意思決定説明モデルとしてのインベ ストメント・モデルの検証

第 3 章 IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する先行研究の概観

この章では、IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する先行研究を概観した。IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する研究は、主に米国において 1970 年代から注目を集めた。当初は、関係終結・継続の意思決定に影響を与える個別要因について多くの研究が実施された。個別要因の研究結果は、シェルターでの滞在期間や被害者の経済的資源あるいは関係への満足度といった、多くの研究によって関係終結・継続の意思決定との関連が報告されているものがある一方で、被害者の幼少時の虐待経験、過去の別離回数、関係性の長さといったような、関係終結・継続の意思決定との関連性について相反する結果が報告されているものもあった。よって、IPV 関係の終結あるいは継続の意思決定は、1 つの要因だけで説明できるほど単純なものではなく、さらに、1 つの要因についても異なる結果が混在するものもあることから、それぞれの状況において様々な要因が絡み合った結果であろうことがうかがえた。

そこで、多くの研究は、IPV 関係から離れる意思決定のプロセスを明らかにしようという方向にシフトしていった。IPV 関係終結・継続の意思決定プロセスに関する主要な説明モデルとして、学習性無力感やトラウマティック・ボンディングといった暴力関係特有のモデルと、インベストメント・モデルに代表される一般的な対人関係におけるモデルを IPV 関係にも適用したものがある。暴力関係特有のモデルは、臨床的にあてはめやすく広く引用されているが、モデルが前提としている暴力への曝露の程度が高いと関係が終結出来ないという反比例関係が確認されておらず、実証的に支持されているとは言い難い。一方、インベストメント・モデルは、IPV 関係についても多くの研究によって検証され支持されており、IPV 被害

者が一旦関係から逃れても再びパートナーの元に戻るという状況を説明するには極めて有効なモデルであると思われる。また、インベストメント・モデルは、一般的な意思決定モデルを基盤としているため、IPV 被害者もそれぞれの状況において、合理的な判断をするものとして捉えており、被害女性をより主体的な存在としてエンパワーすることに役立つ可能性がある。

インベストメント・モデルは、経済的安定や情愛といった重要なニーズが IPV 関係なしには満たせないと認識する人は、IPV 関係にコミットし、関係を終結させることはできないという考えにたつものである。関係へのコミットメントとは、関係を続けたいと思うこと、関係に心理的に愛着を感じていること、そのために関係に対して長期の展望を持ち続けることである。この IPV 関係のコミットメントは、関係への満足度、代替策の質ならびに投資の程度という三つの要素により構成される。関係性への満足度とは、IPV 関係におけるコストと便益から構成される。代替策の質とは、他のパートナー、友人、家族あるいは一人でいることといった IPV 関係を代替するものに関するコストと便益から構成される。投資の程度とは、IPV 関係を断ち切った場合に失うかもしれない、時間やエネルギーあるいは今までつぎ込んできた努力といった心理的資源と、共有財産や子どもといった物理的資源の大きさとそれらの相対的重要性から構成される。コミットメントは、「満足度マイナス代替策プラス投資」として算出され、これが大きいほど IPV 関係にコミットしており、関係を断ち切れないというモデルである。

第 4 章 研究 3 インベストメント・モデルの基礎的検証

研究 3 では、インベストメント・モデルが日本人の IPV 関係にも適用されうるか否かの基礎的検証を、IPV 架空事例を基にインベストメント・モデル・スケールを日本語訳した質問紙（IM 尺度）を用いて、男女大学生 268 名を対象として、平成 24 年 12 月から平成 25 年 4 月の期間に行った。その結果、女子大学生については、相関分析・重回帰分析の結果から、「IPV 加害者であるパートナーとの関係への満足度が高く、関係の代替策の質が低く、関係に対する投資の程度が高いと認識している人は、関係へのコミットメントが高い」というインベストメント・モデルの想定する仮説は支持され、インベストメント・モデルの構成概念妥当性が女性については認められた。また、IM 尺度の 4 因子について、内的整合性も十分であることが認められた。よって、インベストメント・モデルが、女性については、日本の IPV

関係にも適用される可能性が示唆された。

第5章 研究4 日本語版インベストメント・モデル尺度の信頼性・妥当性の検証

研究4では、日本のIPV被害者に広くインベストメント・モデルの検証が実施できるように、測定尺度である日本語版IMSの信頼性と妥当性の検証を、研究3で使用したIPV架空事例の映像を基に、研究3で使用したIM尺度の日本語訳を修正した質問紙（日本語版IM尺度）を用いて、女子大学生265名を対象として、平成27年5月から平成27年7月の期間に行った。探索的因子分析の結果抽出された4因子を使った確認的因子分析の結果においても、また3因子を使った確認的因子分析の結果においても、各因子とそれぞれの観測変数は適切に対応していることが示された。また、データのモデル適合性も許容範囲であることが示唆された。さらに、相関分析・重回帰分析の結果、「IPV加害者であるパートナーとの関係への満足度が高く、関係の代替策の質が低く、関係に対する投資の程度が高いと認識している人は、関係へのコミットメントが高い」というインベストメント・モデルの想定する仮説は支持され、日本語版IMSの構成概念妥当性は認められた。さらに、相関分析の結果、収束的妥当性および弁別的妥当性についても認められた。信頼性に関しては、日本語版IMSの各因子につき、十分な内的整合性が示された。よって、日本語版IM尺度につき、一定に信頼性・妥当性が示された。

第6章 研究5 IPV被害者を対象としたインベストメント・モデルの検証

研究5では、日本のIPV被害のある女性にインベストメント・モデルが適用できるか否かの検証を、IPV被害のある女性160名（被害あり群）、比較対象としてIPV被害のない交際経験のある女子大学生573名（被害なし群）を対象として、平成27年11月から平成28年7月の期間において行った。その結果、被害あり群に関して、重回帰分析の結果、「IPV加害者である「相手」との関係への満足度が高く、関係の代替策の質が低く、関係に対する投資の程度が高いと認識している人は、関係へのコミットメントが高い」というインベストメント・モデルの想定する仮説は支持された。さらに、被害あり群のうち、IPV関係が継続している44名については、IPV関係終結・継続の意図を含めたインベストメント・モデルを検証したところ、単回帰・重回帰分析の結果、上記の仮説に加えて、関係へのコミットメントが関係終結・継続の意図に影響を与えることが示唆された。被害なし群についても、被害あり群と

同様にインベストメント・モデルの想定する仮説は支持され、被害なし群のうち関係が継続している 267 名についても同様に関係へのコミットメントが関係終結・継続に意図に影響を与えることが示唆された。よって、日本の IPV 被害を受けた女性については、被害を受けていない女性と同様にインベストメント・モデルが適用できる可能性が示唆された。

【第三部】総合考察

第 7 章 総合考察

本研究の意義

本研究の意義として、第 1 に 日本ではほとんど知見が蓄積されていない一次医療および学校教育現場において、IPV 目撃に曝される子どもの状況を調査し、いずれの現場においても、少なからぬ数の子どもが IPV 目撃に曝されていること、これらの子どもが何らかの精神疾患の症状を呈していること、IPV 被害者が加害者との関係を断ち切れていないことが認められた。このことから、IPV 被害者が関係を終結するか継続するか意思決定が子どもに深刻な影響を与えている可能性が示唆された。第 2 に、わが国では初めて IPV 被害者に対して、関係終結・継続の意思決定を含めたインベストメント・モデルを検証し、当該モデルが日本の IPV 被害者にも適用できる可能性が示唆された。第 3 に、IPV 被害者も被害を受けていないものと同様の要因を関係終結・継続の意思決定を行う際に考慮している可能性が示唆され。第 4 に、日本の IPV 被害者に広くインベストメント・モデルが検証できるように、インベストメント・モデルを測定する尺度である日本語版 IMS について、一定の信頼性および妥当性が検証された。これらのことから、被害者本人や子どもに深刻な影響を与える IPV 関係の被害者が加害者と別れない、あるいは一旦関係から逃れても再び加害者の元に戻るという状況を、インベストメント・モデルにより心理学的に解明する端緒を開いたという意義がある。本研究の知見は、IPV 被害者への介入方略を検討し実行する際にも、また、IPV 被害者が再被害に遭うリスクを軽減する方略を検討し実行する際にも有用なものであるだけでなく、IPV 目撃等で暴力被害に曝される子どもへの被害を終わらせるためにも、あるいは、再被害に曝されるリスクを軽減するためにも有用なものであると思われる。さらに、潜在的な被害者である非臨床群に対しても個別のアセスメントを基にした予防としての心理教育等の介入方法の検討に役立つものとなる。

本研究の限界

本研究の限界としては、第 1 に、児童精神科一次医療の現場を対象とした研究 1 では、関東および関西圏の 2 つのクリニックのみを対象としているため、本研究の知見を、わが国の児童精神科一次医療現場の全般的な状況と捉えることには慎重になる必要がある。第 2 に、学校教育の現場を対象とした研究 2 では、調査対象とした教諭等の構成比がわが国全体に比べて少なくなっていることから、本研究の知見を、わが国の学校教育関係者全体の状況と捉える事には慎重になる必要がある。第 3 に、IPV 被害者を対象とした研究 5 では、女性被害者のみを対象としており、男性被害者は対象としていない。従って、インベストメント・モデルがわが国の IPV 関係全体に適用できる可能性については慎重になる必要がある。第 4 に、日本語版 IMS について、一定の信頼性および妥当性が認められたものの、「関係へのコミットメント」及び「関係の代替策の質」の 2 因子の下位項目は、研究 3~5 を通して、一定していたとは言えない。従って、日本語版 IMS を確定的な尺度と捉えることには慎重になる必要がある。

今後の展望

今後の展望としては、第 1 に、IPV 被害者本人、IPV 被害者の支援者、潜在的な IPV 被害者が、インベストメント・モデルを IPV 関係終結・継続の意思決定要因のアセスメント・ツールとして利用できるように、インベストメント・モデルを基にしたアセスメント・ツールおよび心理教育資料の作成が必要であろう。そのためには、第 2 に、個々の IPV 被害者に対して面接調査を実施し、インベストメント・モデルの 4 要素につき、わが国の実情に合わせた具体例を掘り起し、インベストメント・モデルを基にしたアセスメント・ツールおよび心理教育資料が、具体例を伴った判りやすいものとする工夫が必要であろう。第 3 に、本研究では対象としていない男性 IPV 被害者についても、インベストメント・モデルを検証し、その適用可能性を確認することが必要であろう。第 4 に、今後更に日本語版 IMS 尺度を使った検証を蓄積することにより、日本語版 IMS をより安定した尺度として改良する必要がある。

論文審査結果の要旨

本研究は、親密なパートナーからの暴力（以下、IPV）の被害者およびその子どもを対象として、IPV 関係を終結するか継続するか意思決定の問題に焦点を当てている。まず、多くの子どもに接する機会のある一次医療現場である地域児童精神科クリニックおよび学校教育現場において IPV 目撃に曝された子どもの状況を調査し、次に、IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する説明モデルであるインベストメント・モデルが日本の IPV の被害者に適用できるか否かの検証を行っている。

2001 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が成立し、IPV は広く社会問題として認識され、関係機関が啓発活動、被害者支援活動に取り組んできたものの、配偶者からの暴力被害や交際相手からの暴力被害は減っていない。また、暴力被害に遭っても多くの被害者が加害者と別れておらず、さらに、加害者の元から逃れて婦人相談所等に一時保護された被害者の相当数が、加害者の元に戻っているという状況である。IPV は被害者本人のみならず、被害者の子どもの精神健康にネガティブな影響を与え、2004 年には児童虐待の防止等に関する法律の改正で、IPV 目撃などで子どもが IPV に曝され心理的外傷を受けることが児童虐待の 1 つとして加えられることとなった。IPV と児童虐待との複合的な問題は、IPV を目撃した子どもへの直接的な影響のみならず、IPV 目撃以外の児童虐待を受けた子どもの非加害親が子どもを守れない事情の背景に非加害親とパートナーである虐待者との IPV 関係があるとする報告もある。また、子どものいる IPV 被害者のうち相手と別れなかった理由で最も多かったのは子どもがいるからであった。このことは、IPV 目撃で子どもが IPV に曝されることが法律的にも児童虐待とされているにもかかわらず、多くの IPV 被害親が自らの選択として IPV 関係を終わらせていないことを示唆している。

このような状況の中で、本研究が、IPV 被害者が IPV 関係を終結するか継続するか意思決定要因を実証的にとらえようとしていること、そして欧米の先行研究とほぼ同等の結果を実証的に出していることは大きな意義があろう。さらに、わが国では今まで実態が捉えられていなかった一次医療の現場や学校教育現場において、IPV 被害に曝されている子どもの状況を明らかにしたことも意義のあることであろう。

本論文は三部から構成されている。

【第一部】IPV 目撃が子どもに与える影響についての現場における状況調査

第 1 章 研究 1 一次医療現場である地域児童精神科クリニックにおける IPV 目撃被害
の状況調査

第 2 章 研究 2 学校現場における IPV 目撃被害の状況調査

【第二部】 IPV 関係を継続するか終結するか意思決定説明モデルとしてのインベ
ストメント・モデルの検証

第 3 章 IPV 関係を終結するか継続するか意思決定に関する先行研究の概観

第 4 章 研究 3 インベストメント・モデルの基礎的検証

第 5 章 研究 4 日本語版インベストメント・モデル尺度の信頼性・妥当性の検証

第 6 章 研究 5 IPV 被害者を対象としたインベストメント・モデルの検証

【第三部】 総合考察

第 7 章 総合考察

全体としては、国内外の先行研究について十分調べ、テーマの知識、適切な理解は出来ており、論文の目的との整合性があり、十分に説得力のある説明がなされている。研究 1～5 のそれぞれの研究における、目的・方法・結果・考察に係る論理性についても、根拠に基づき、正確かつ論理的な説明ができています。結果の分析と解釈についても自らの問題意識に基づき、結果と考察を的確にまとめている。本論文のうち、研究 2 と研究 3 については学会誌に論文掲載され、研究 1、研究 5 ならびに第 3 章の先行研究の概観については査読付きの紀要に論文掲載されていることから、業績としても博士論文のレベルに達している。口頭試問については、発表は簡潔で、説得力のあるものであり、質疑応答についても、的確に答えられていた。

本研究は、IPV 被害者の心理について、新しい領域に一步を踏み出す研究であり、わが国における IPV 関係の終結・継続についての心理的状況に関する実証的研究の基盤になりうる研究である。従って、学位授与にふさわしい研究であると判断した。本研究の限界を吟味し、研究者の少ない当該分野でさらに研究を続けられることを希望する。

各審査委員による質疑応答は、主査石隈利紀教授、副査大山みち子教授、同藤森和美教授によって平成 29 年 1 月 11 日に行われた。同審査の結果、審査委員会は平成 29 年 2 月 10 日、土岐祥子氏に博士学位記授与を承認した。